

○浅麓環境施設組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

平成元年3月8日

条例第2号

改正 令和5年2月13日条例第4号

浅麓環境施設組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年浅麓環境施設組合条例第14号）の全部を次のように改正する。

浅麓環境施設組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例については、「小諸市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年小諸市条例第1号）」を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月13日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。